

日興ネクスト10イヤーズ・グローバル・エクイティ・オープン

追加型投信／内外／株式



日本の力を、世界につなぐ。

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
 - ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
 - 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
 - ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。
- <委託会社> [ファンドの運用の指図を行なう者]
日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号
ホームページアドレス www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)
- <受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]
三井住友信託銀行株式会社

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「日興ネクスト10イヤーズ・グローバル・エクイティ・オープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年12月27日に関東財務局長に提出しており、2019年12月28日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (資産複合 資産配分 変更型(株式、 その他資産 (株価指数先物取引、 投資信託証券))))	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	19兆1,191億円 (2020年4月末現在)

ファンドの目的

GDP成長率予測を基に、高成長が期待される国の株式などに投資を行ない、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの特色

特色
1

2050年の見通しにおいて、原則として、GDP規模の上位20カ国の株式を主な投資対象とします。

■各国の代表的な銘柄で構成された現物株式バスケットや株価指数先物取引にかかる権利のほか、指数に連動するETFなどを実質的な投資対象とします。なお、原則として、為替ヘッジは行ないません。

※上位20カ国は随時変更される可能性があります。

特色
2

原則として、向こう10年のGDP成長率予測を基に、高成長が見込まれる国の投資比率を高めて運用を行ないます。

■原則として、向こう10年のGDP成長率予測を重視した上で、日興アセットマネジメントアジア リミテッドからの助言に加えて、株価バリュエーションや市場流動性などを考慮し、実際のポートフォリオを構築します。

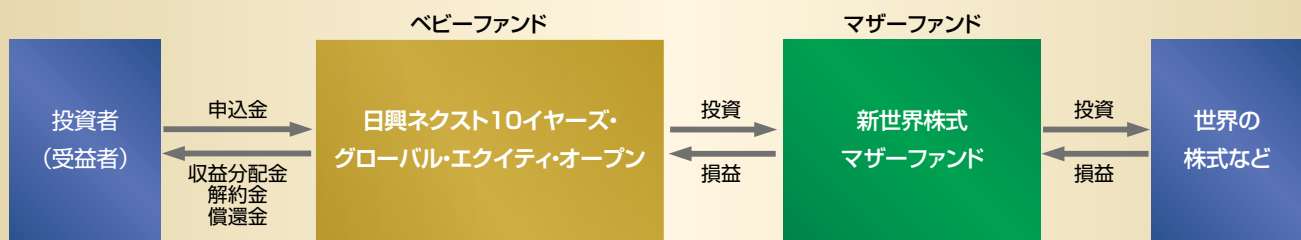
■原則として、ポートフォリオの見直しは年2回行ないます。

*2050年の見通しにおけるGDP規模上位20カ国および向こう10年のGDP成長率は、ゴールドマン・サックス・グローバル投資調査部（以下、GSグローバル投資調査部）による予測。

ゴールドマン・サックス（以下、GS）は当ファンドの運用、組成、販売その他に何ら関与せず責任を負うものではありません。当ファンドの運用に関する責任は全て日興アセットマネジメントにあります。またGSは本予測を継続して提供しない場合があります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

ファンドの仕組み 当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



(主な投資制限) ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(分配方針) ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

特色
1

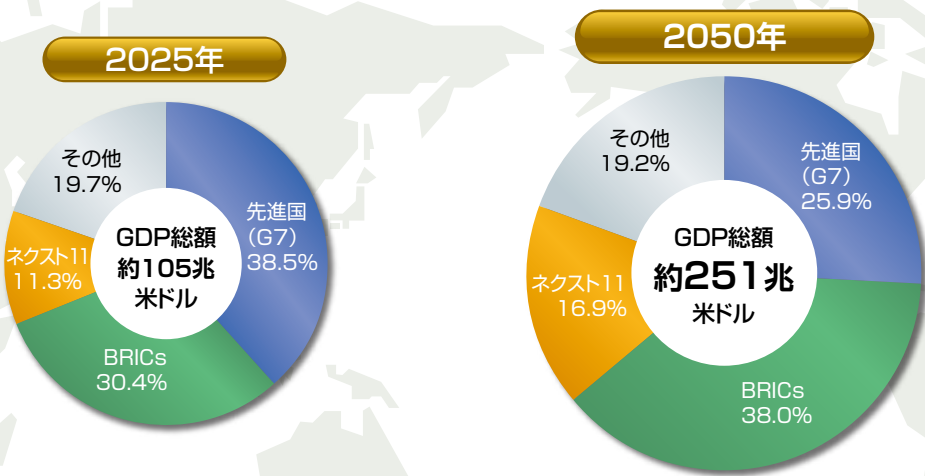
2050年の見通しにおいて、原則として、GDP規模の上位20カ国の株式を主な投資対象とします。

※上位20カ国は随時変更される可能性があります。

大きく変わる世界の枠組み

■世界経済は、引き続き大きな影響力を持続する先進国と、今後存在感を大きく高めると考えられる新興国とに支えられ、成長を続けるとみられています。

《ご参考》世界のGDP総額(予測)



(出所:GSグローバル投資調査部)

【BRICsについて】

BRICsは、ブラジル、ロシア、インド、中国の4カ国の頭文字をとった造語で、2001年にGSグローバル投資調査部が初めて発表しました。「BRICsについての大胆な予測:2050年への道程」:2003年10月にGSグローバル投資調査部が発表したBRICsに関する調査レポートが国内・外で大きな反響を呼びました。

【ネクスト11について】

2005年12月、GSグローバル投資調査部は、50年後の世界経済において、BRICs各国ほど大きくはありませんが、非常に大きな影響力をもたらす潜在性を秘めた国々として、新たに11カ国を取り上げ、「ネクスト11 (Next 11)」と名付けました。

BRICsおよびネクスト11は、当ファンドのためのものでなく、GSは公表されるリサーチその他において、継続的にBRICsおよびネクスト11をとりあげる義務を負うものではありません。

	国名	世界のGDP総額に占める割合			国名	世界のGDP総額に占める割合	
		2025年(予測)	2050年(予測)			2025年(予測)	2050年(予測)
先進国 (G7)	米国	19.0%	13.8%	ネクスト11	インドネシア	1.6%	2.4%
	英国	3.0%	2.3%		メキシコ	2.4%	2.8%
	日本	5.7%	2.9%		トルコ	1.6%	1.8%
	フランス	3.0%	2.1%		ナイジェリア	0.6%	2.0%
	ドイツ	3.6%	2.1%		フィリピン	0.6%	1.3%
	カナダ	2.0%	1.4%		韓国	1.7%	1.2%
	イタリア	2.3%	1.4%		イラン	1.0%	1.3%
BRICs	中国	18.3%	21.0%		ベトナム	0.4%	0.9%
	インド	4.7%	10.0%		エジプト	0.7%	1.4%
	ブラジル	3.8%	3.9%		パキスタン	0.5%	1.3%
	ロシア	3.6%	3.2%		バングラデシュ	0.3%	0.6%

(出所:GSグローバル投資調査部)

※上記円グラフおよび表中の数値は四捨五入の関係で合計が100%とならないことがあります。

※グラフ・データは予測であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

※GSグローバル投資調査部の情報は、原則として資料作成時点において入手可能であったものを記載しています。(以下、同じ)

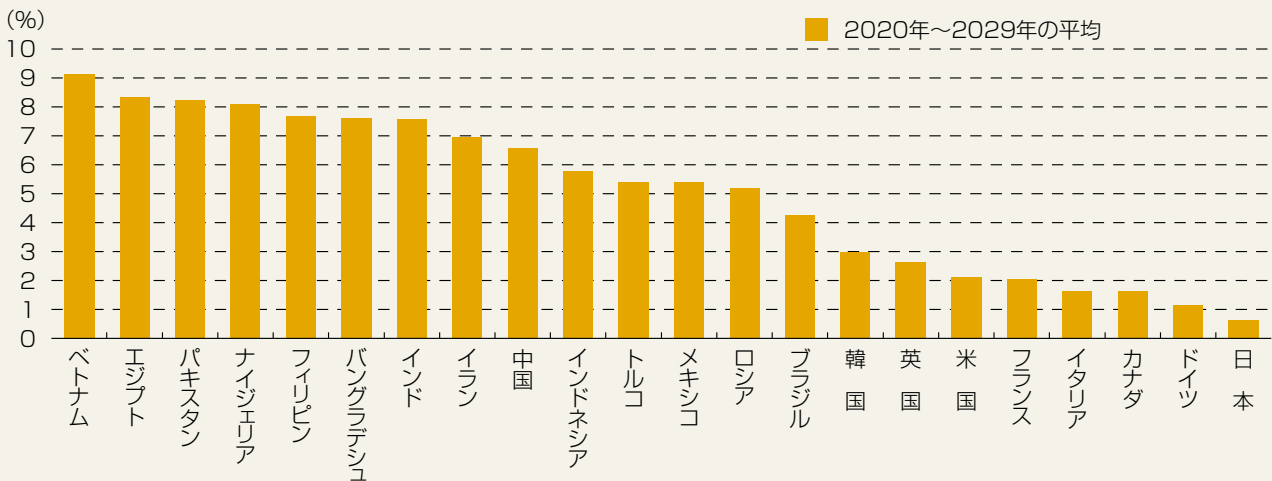
特色
2

原則として、向こう10年のGDP成長率予測を基に、高成長が見込まれる国の投資比率を高めて運用を行ないます。

■ GDPの成長と株式時価総額の成長には関連性がみられます。先進国の一部では、株式時価総額がGDP規模を上回るケースもあります。今後、GDPの拡大が期待されるBRICsやネクスト11の国々においても、株式市場の発展や上場企業の増加などを通じて、株式時価総額の拡大が期待されます。

《ご参考》

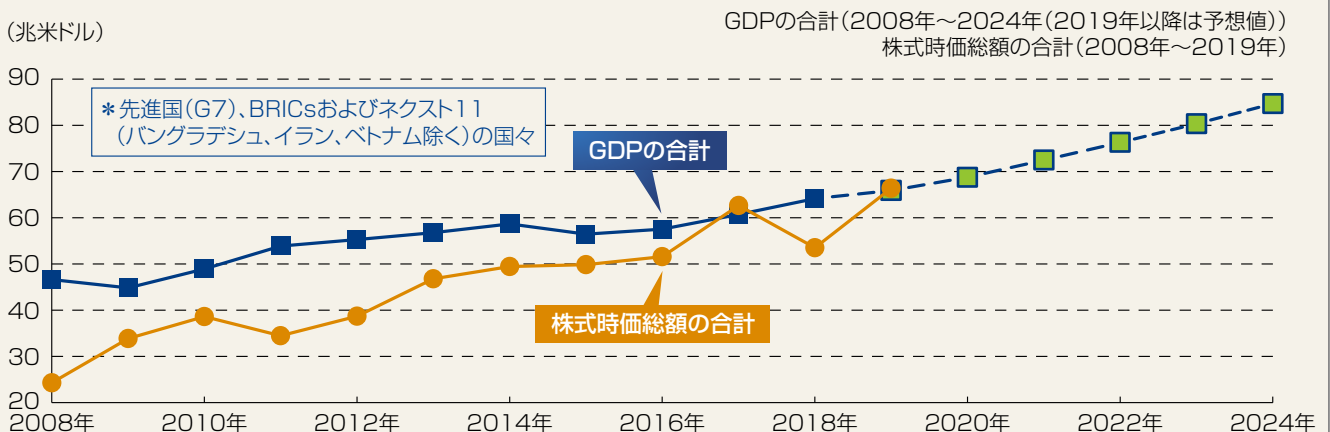
GDP成長率予測



(出所:GSグローバル投資調査部)

※グラフデータは予測であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

主要国*のGDPおよび株式時価総額の合計



IMF(World Economic Outlook Database, October 2019)および信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成

※グラフデータは過去のものおよび予想であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

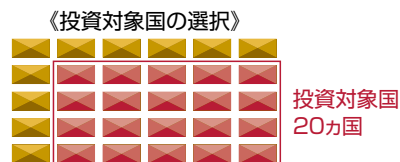
ポートフォリオ構築プロセス

基本投資比率の決定およびポートフォリオの構築については、日興アセットマネジメント アジア リミテッドからの助言を考慮して、日興アセットマネジメントが行ないます。

STEP 1 「投資対象国」を選択

原則として、GSグローバル投資調査部が予測する、2050年におけるGDP規模上位20カ国を投資対象国とします。

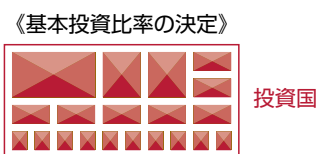
※上位20カ国は随時変更される可能性があります。



STEP 2 「基本投資比率」の決定

原則として、GSグローバル投資調査部が予測する、向こう10年のGDP成長率を重視し、日興アセットマネジメントが各投資国の基本投資比率を決定します。

※原則として年1回、見直されるGDP成長率予測に基づき基本投資比率を決定します。

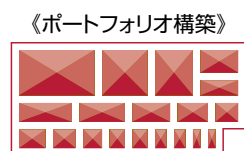


※成長力の大きい国に重点配分

STEP 3 ポートフォリオ構築

バリュエーションや市場流動性などを考慮し、日興アセットマネジメントが実際のポートフォリオを構築します。

※原則として、ポートフォリオの見直しは年2回行ないます。
※実際に投資する国は、20カ国より少なくなることがあります。



※バリュエーションや市場流動性などを考慮

※上記は、ポートフォリオ構築プロセスのイメージ図です。

※上記は、2019年10月末時点のプロセスであり、将来変更される場合があります。

ご参考

2050年(予測)GDP規模上位20カ国*

国名	(兆米ドル)	国名	(兆米ドル)	国名	(兆米ドル)	国名	(兆米ドル)
1 中国	52.6	6 日本	7.3	11 ドイツ	5.2	16 イタリア	3.4
2 米国	34.5	7 メキシコ	6.9	12 ナイジェリア	4.9	17 パキスタン	3.3
3 インド	24.9	8 インドネシア	6.0	13 トルコ	4.4	18 イラン	3.1
4 ブラジル	9.7	9 英国	5.6	14 エジプト	3.6	19 フィリピン	3.1
5 ロシア	8.0	10 フランス	5.3	15 カナダ	3.4	20 韓国	3.0

地域	比率
先進国(G7)	32.6%
BRICs	48.0%
ネクスト11	19.3%

※上記は、20カ国に占める割合です。

向こう10年のGDP成長率*予測を重視した上で、日興アセットマネジメント アジア リミテッドからの助言に加えて、株価バリュエーションや市場流動性などを考慮し、日興アセットマネジメントが実際のポートフォリオを構築します。

*上記においてはGSグローバル投資調査部による予測を採用しています。

※グラフ・データは過去のものおよび予想であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

【ゴールドマン・サックスについて】

ゴールドマン・サックスは、1869年創立の世界有数の金融グループのひとつです。

ゴールドマン・サックスのグローバル投資調査部は、主要な経済圏のマクロ経済分析、主要な株式市場、債券、為替、コモディティ市場に関する付加価値の高い調査レポートを提供しています。

日興アセットマネジメントは当ファンドの運用にあたり、GSの許可を得て、GSグローバル投資調査部の情報を参考にしています。GSは、当ファンドの運用、組成、販売その他に何ら責任を負うものでなく、当ファンドの運用に関する全ての責任は日興アセットマネジメントにあります。GSによる本情報の使用許諾は、GSによる本ファンドの推奨を意図するものではありません。GSからの情報は償還より前に事前の予告なく終了する可能性があります。かかる場合においても当ファンドは当ファンドの委託会社によって引き続き運用されます。GSは、日興アセットマネジメントに対する各種情報分析及び提案等の業務に関して、日興アセットマネジメントおよび当ファンドの諸費用から、当ファンドの純資産総額に応じた対価を受領することがあります。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式および株価指数先物取引にかかる権利を実質的な投資対象としますので、株式および株価指数先物取引にかかる権利の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- 株価指数先物取引にかかる権利の価格は、株価指数の計算根拠となる対象企業の株価や、株価指数を構成する株式市場の値動きに影響を受けて変動します。また、国内および海外の他の株価指数の値動きに連動して変動することもあります。ファンドにおいては、株価指数に関係する株式および株価指数を構成する株式市場の値動きに予想外の変動があった場合、株価指数先物取引にかかる権利の価格にも予想外の変動が生じる可能性があり、重大な損失が生じるリスクがあります。
- 新興国の株式および株価指数先物取引にかかる権利は、先進国の株式および株価指数先物取引にかかる権利に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- 新興国の株式および株価指数先物取引にかかる権利は、先進国の株式および株価指数先物取引にかかる権利に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク

- 投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- 一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

デリバティブリスク

- 金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。また、取引相手の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあります。

有価証券の貸付などにおけるリスク

- 有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク(取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク)を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

〈 ファンドが投資対象とするマザーファンドに関する事項 〉

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに解約・償還・設定などに伴う資金流出入などがあり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券などの売買などが生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

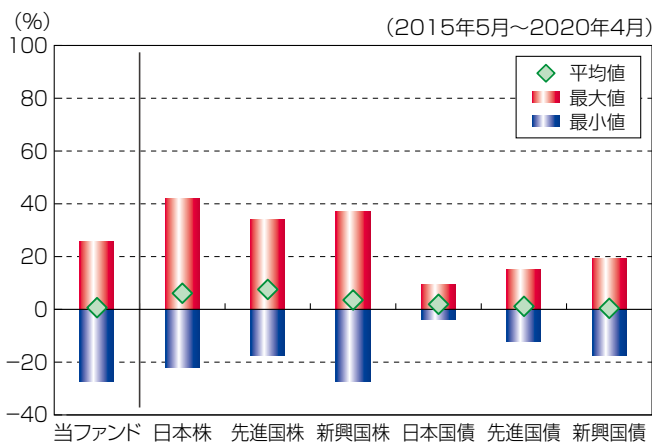
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
 - 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。
- ※上記体制は2020年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	0.6%	6.1%	7.5%	3.5%	1.9%	1.1%	0.4%
最大値	25.9%	41.9%	34.1%	37.2%	9.3%	15.3%	19.3%
最小値	-27.3%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2015年5月から2020年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 …… 東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株 …… MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)

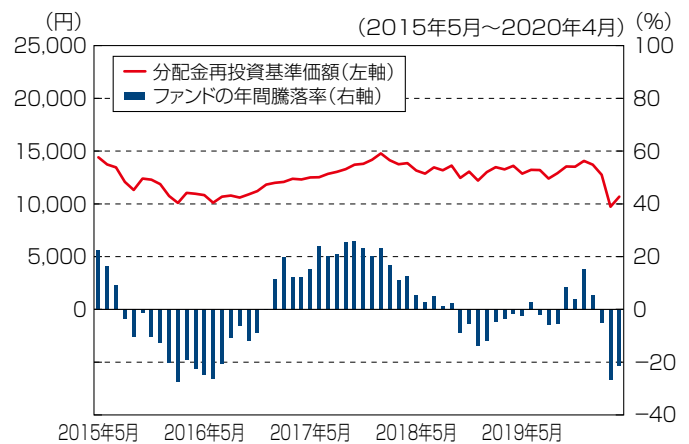
日本国債 …… NOMURA-BPI国債

先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2015年5月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額..... 10,347円
 純資産総額..... 4.10億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2015年9月	2016年9月	2017年9月	2018年10月	2019年9月	設定来累計
100円	0円	100円	100円	100円	500円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
新世界株式マザーファンド	97.5%
現金・その他	2.5%

※当ファンドの実質組入比率です。

<外国通貨別構成比>

通貨名	比率
アメリカドル	66.5%
香港ドル	16.4%
ユーロ	7.3%
イギリスポンド	4.6%
カナダドル	3.0%

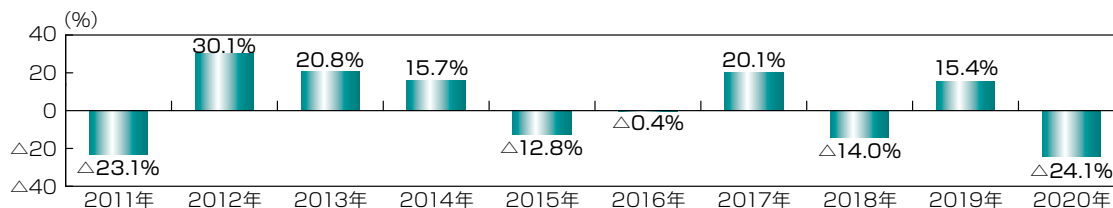
※比率は、マザーファンドの対純資産総額比です。

<国別投資比率(上位10カ国)>

国名	比率	投資内容	銘柄
1 中国	16.4%	株式先物	HSRS
2 ベトナム	8.7%	ETF	PREMIA MSCI VIETNAM-USD-ETF
3 インド	8.6%	ETF	ISHARES MSCI INDIA-ETF
4 ロシア	8.0%	ETF	ISHARES MSCI RUSSIA CAPPED-ETF
5 韓国	7.1%	ETF	ISHARES MSCI SOUTH KOREA CAP-ETF
6 アメリカ	6.1%	ETF	ISHARES CORE S&P 500 -ETF
7 ブラジル	5.5%	ETF	ISHARES MSCI BRAZIL CAPPED-ETF
8 トルコ	5.3%	ETF	ISHARES MSCI TURKEY ETF
9 メキシコ	5.1%	ETF	ISHARES MSCI MEXICO CAPPED-ETF
10 イギリス	4.6%	ETF	ISHARES CORE FTSE 100-ETF

※比率は、マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2020年は、2020年4月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して9営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2019年12月28日から2020年9月25日まで ※当ファンドは、2020年9月29日をもって信託期間が終了いたします。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行休業日 ・英国証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行休業日 ・香港証券取引所の休業日 ・香港の銀行休業日 ・シンガポール証券取引所の休業日 ・シンガポールの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取直し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2020年9月29日まで(2010年11月12日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年9月29日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	2,000億円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス www.nikkoam.com/ ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 <ul style="list-style-type: none"> ・公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	換金時の基準価額に対し0.5%

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.386%(税抜1.26%) 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p style="text-align: center;"><運用管理費用の配分(年率)></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">委託会社</td> <td style="text-align: center;">販売会社</td> <td style="text-align: center;">受託会社</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1.26%</td> <td style="text-align: center;">0.60%</td> <td style="text-align: center;">0.60%</td> <td style="text-align: center;">0.06%</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">委託会社</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">販売会社</td> <td>運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受託会社</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table> <p>※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。</p>	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率				合計	委託会社	販売会社	受託会社	1.26%	0.60%	0.60%	0.06%	委託会社	委託した資金の運用の対価	販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率																			
合計	委託会社	販売会社	受託会社																
1.26%	0.60%	0.60%	0.06%																
委託会社	委託した資金の運用の対価																		
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価																		
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価																		
その他の費用・手数料	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額 目論見書の作成および交付に係る費用、運用報告書の作成および交付に係る費用、監査費用、運用に関する情報の入手に要する費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。</p> <p>組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息、立替金の利息および貸付有価証券関連報酬(有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品貸料に0.55(税抜0.5)を乗じて得た額)などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</p>																		

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2020年6月30日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



A series of horizontal dashed lines for writing, spaced evenly down the page.

nikko am
Nikko Asset Management